

第 3 回 市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：令和元年 8 月 2 日（金）午後 13 時 30 分から

場所：市川市八幡 2-4-8 旧八幡市民談話室

ボランティア・NPO活動センター 3階会議スペース

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付申請の審査
- (2) その他

【資料2】 A・B両部会における意見一覧

下記の事業は、A・B両部会において審査の結果、ご意見をいただいた団体の事業ですので、交付可否決定通知書に記載する指摘事項とするか否かの審査、および案文の確認をお願いいたします。

部会	申請回数	団体番号	事業を実施する【団体名】	岩松委員	小野委員	五関委員	土屋委員	【 回 答 】	審査会からの指摘事項またはアドバイス	指摘とする団体
A	4	4	傾聴ボランティア「赤とんぼ」	福祉貢献及び喜ばれる効果から予算規模の縮小は特に講師の対応減について	傾聴を受けている高齢者がどのように思われているのか、ご意見をアンケートで聞いて頂きたいと思えます。			講師謝礼の減は、隔年で養成研修の開催回数を変更していることによるものです。傾聴を受けている方々は認知症の方も多く、アンケートは難しいが、施設従事者からは「うれしそうに話している」「気持ち落ち着いている」「来てもらい助かっている」との声を頂いております。	各施設との調整の上、事業の効果を知らないので、可能であれば傾聴を受けている方のアンケートの実施を行ってください。	
A	4	27	傾聴ボランティアサークル「うさぎの耳」	スタッフの交通費が6120円⇒4000円の違いは？	2名分の交通費しか計上されていませんが、他のスタッフの交通費は必要ないのですか。			昨年度7000円（1人当たり3500円×2名）で計上しておりましたが、実際には9,960円かかったことから、今年度は昨年より増額し8000円（1人当たり4000円×2名）で計上しております。ボランティア養成講座については各日参加できる会員に声掛けを行いスタッフを募るとのことですが、徒歩で来れるかなどもあることから、交通費は2名で計上しております。	様式第4号（第5条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支予算書において、交通費の予算の計上の際には前年度の実績に基づいて、なるべく実態に近い額で計上が望まれる。	
A	4	30	ふれあい昼食会 すずめ茶屋		回数と電話代の根拠がはっきりしていれば、電話代として計上しても良いと思えます。	参加者の募集は随時行っているのでしょうか？また、その募集により参加者は増えているのでしょうか？		電話代について 電話代については、事業にかかった費用が不明瞭であることから、補助対象経費外としており、団体にも同様の説明を行っております。（ガイドブックにも補助対象経費外となること記載しております。） 参加者について 広報への掲載や、個人への声掛けなどで随時参加者の募集を行っています。高齢の方が多く亡くなる方もいらっしゃるから、現在参加者数は少し減ってしまっているとのことです。	参加者への連絡手段として、携帯電話を利用できる方については、メールを活用する等ほかの手段を検討してみてもいいかがでしょうか。	
B	4	53	ラーラ・マンドリンクラブ				事業収入が0になっていますが、活動の持続可能性を考え、自団体のファンディング（特にコンサート開催のための基金に繋がる募金など）は考えているのでしょうか？ 参加者へのアンケート項目でそういった可能性などについて聞いてみるのも手だと思います。	当団体は、「誰もが気軽に楽しめる音楽会」を基本の方針として、当補助金の申請、会費の充当により本事業は計画されております。 また、当事業における自主財源の確保につきましては、会員の活動意欲の向上や事業の活動成果の指標に繋がる可能性がありますので費用対効果を踏まえ判断していくとのことです。	多くの集客をされているので、事業の継続性の確保のために、今後の活動において、参加費や募金等の収入の確保の検討をしてみてもいいかがでしょうか	
B	4	73	いちかわ歩こう会				申請書では今年度もコースマップを作成されるようです。昨年度充てていたその費用（消耗品・製本費）が今年度は計上されていないようですが、大丈夫ですか？	今年度は4回目の申請となり、上限額150,000円となることから補助対象経費額が300,000円となるよう申請書を作成した、とのことです。コースマップ作成は事業に必要であるため今年度も引き続き行いが、補助上限額の変更を受けて過去作成のものの活用等の工夫により経費を縮減して実施していく、とのことです。	様式第4号（第5条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支予算書および様式第13号（第11条関係）市川市市民活動団体事業補助金収支決算書において、申請事業の規模を的確に把握する必要があることから、補助対象事業にかかる経費の全てを、支出金額の欄に計上が望まれる。	
B	4	87	市川市WHO健康都市和洋会				①（貧困家庭がターゲットというのであれば）親子クッキングの参加費（特に大人）は上げても良いのではないのでしょうか。親子クッキングの事業収入がクッキング食材費に満たないというのは疑問に感じました。 ②バス研修の目的として「防災対策強化」を挙げていますが、佐原市に行くことで得られるものは何でしょうか。 ③踊り講習会がどう「東京オリンピックに向けてのおもてなしの意識向上」にむずびつのかを知りたい。	団体より、下記のとおり回答がありました。 ①特売品ではないのですが、目に留まるもので参加する気を起こしてくれることです。参加した方は必ずとりこになるくらい喜んで子どもにつられて手作りメニューが増え、楽しそうな親の後ろ姿が子供の目に焼き付きます。それは子供の成長と共に親の愛情として育つことと思います。参加者には確かにひとり親家庭で親は仕事で子供だけ参加させてくださいという方もいますが、その方だけをターゲットにしているわけではなく、一人でも多くの市民に体験してもらおう為を実施しております。 ※事務局補足：団体として参加費の値上げを検討している、とのことです。当初、親子参加（大人300円、子ども200円）で1コインが参加しやすく魅力につながるものとして設定されたようですが、近年では継続の成果もあり、定着してきており、ご指摘のとおり支出とのバランスから参加費を上げるよう会員からも提案が出ているが、値上げにより集まらなくなる不安もあり、踏み切れずにいる、とのことです。 ②「防災対策強化」としてありますのは、自助・協力の分野において懇親を深めて災害にいち早く対応できる仲間づくり・市川市の施策の一つ「美しき景観」を目指して佐原のまち並の見学を楽しく見聞を広めました。 ③「東京五輪音頭2020」という曲が盆踊りの曲として誕生しました。東京都で何回も改訂されて生まれた曲です。今までにない動作の速い踊りです。この踊りを若い方々に正しく覚えていただき自信をもって堂々と地域の盆踊り会場を盛り上げていただき明るい健康なまちづくり・日本の文化を推進してオリンピック・パラリンピック（世界中の方々）をお迎えし、おもてなしの意識向上に努めます。 以上でございます。	親子クッキングの参加費については、食材費が賅える程度に値上げが望まれます。市川市市民活動団体事業補助金交付申請書に記載された、事業目的と、盆踊りやバス研修といった事業内容が合致していないように見受けられます。事業目的と内容を合致させる形で記載してください。	
B	3	91	ASB				参加想定人数20人ということは、親子10組という理解で良いのでしょうか。そうだとすると人数的に寂しい。正直もう少し参加人数が欲しいところです。	家族構成により組数に変更ありますが、団体の規模で受け入れ可能な人数として設定しているとのことです。	市民に広く開かれた事業であることを意識して、積極的に広報を行いながら事業を行う事が望まれます。また、市民祭りに参加した実績やそこから工作教室に参加された方の人数を記載することが望まれる。	

【資料3】 全体会での再審査を要する事業一覧

下記の事業は、A部会において審査の結果、全体会での審査が必要であるとされた、事業となります。補助決定の可否についてご審査お願いいたします。

部会	申請回数	団体番号	事業を実施する【団体名】	金丸委員	岩松委員	小野委員	五関委員	鈴木委員	【回答】	補助決定の可否について
A	4	38	住み良い街を作る会		フラー券、コーヒー発売、収入あり、鉢花、コーヒー豆は消耗品扱いでよいか・グリーンカーン団体は原材料扱いですが？			（意見）前年度の意見にもありましたが、補助対象経費の大半が事業収入のための「食料費」という内容なので、補助金の使途として適当か、継続して補助すべきかの検討が必要と思います。また、前年に引き続き、事業費用全体に占める「鉢花」等の購入費も1割未満と低く「花いっぱい美しい街づくり」という事業目的は達成できたのではないかと考えます。	前年同様、鉢花については原材料費、その他は消耗品での申請となっております。食料費に関してはこれまでも補助対象として、他団体も含め認められているところです。なお、代表者所有の建物を利用していることから会場費は補助対象外となります。 参加者ですが、固定の方だけに限定はしておらず、口コミの効果で新たな方の参加もあるとのこと。 団体の事業目的として、「美しい街を目指し、併せて生き甲斐を持てる環境づくりに寄与すること」を目的としていることから、「鉢花」がだけがメインの事業ではないと考えられます。	認める ヒアリングが必要
A	4	47	特定非営利活動法人市民後見センターちば	「新聞折り込み料」について、現在はどの費目にも該当していないが、いずれかの費目に入れるとどうなるのか検討していただきたい。いずれの費目にも該当しない費用であれば、補助金対象とするのは困難であると考ええる。	税金による活動成果は低い、費用対効果が悪い、専門機関の活動ではないか？	市川市の世帯数は246,000世帯ですので、10,000部配布する場合、どの地区に配布すると効果が有るかよく考える必要があると思います。	（市役所の方へ）この団体はこの研修後に受講生に対して後見人ができる等のアピールをして仕事に結びつけることはしていないでしょうか？（していても問題ないのでしょうか？）	（意見）参加者実績が少ないため広報の充実が計画されていて、それは必要なことですが、申請回数も4回目になっており、今年度で実績が上がらない場合は事業効果がないと判断でき、継続補助することは難しいと考えます。	事業について 当団体は、公の機関以外に市民の立場から成年後見制度の知識を広め、相談する場所を提供することを重視して事業を行っており、土曜日に相談会を行うなど、社会福祉協議会の事業との差別化をはかっております。 受任について 「特定非営利活動法人市民後見センターちば」は、後見を必要としている人が地域社会の支援によって安心して暮らすことができるように、その担い手である後見人等を市民の中から育成するとともに、法人として法定後見及び、任意後見の受任者となることによって被後見人等の権利を擁護し、よって福祉の増進に寄与することを事業目的としております。このことから法人の補助対象事業とは別の事業として、後見人の引き受けに関する事業等を行っております。補助対象事業である、出前講座や相談会、研究会などの参加者が、当団体への後見を依頼することに関しては、営利を目的とした団体ではないことから、問題が無いと考えられます。 新聞折り込み料について 事務局では、適当な経費項目が判断できなかったことから、その他補助対象事業に必要な経費で、市長が審査会の審査を踏まえて必要であると認めるものである。「その他経費」として申請を受理いたしました。補助対象経費と認めることができるかどうか、また経費項目はどの項目がふさわしいかを含めてご審査をお願いいたします。	認める ヒアリングが必要
A	1	98	特定非営利活動法人 ダイバーシティ工房	学生ボランティアリーダーへの支払いは「報償費」で計上してはどうか？その際、「ボランティア」では誤解を招くようであれば、「（学生）指導員」のような名目にするとも考えられる。		学生を有償ボランティアとするならば、リーダーだけでなく全ての学生に支給する事を考えた方が良いと思います。		（意見）謝礼を補助対象とすること自体は、その理由から適当だと思います。ただし、1人の学生リーダーに年間144,000円という金額については、専門職の報償費に1回5万円の上限を設けていることとバランス的に疑問があります。補助対象金額に一定の上限を設けることを検討したほうが良いのではないのでしょうか。また、学生リーダー1人がスタッフ配置の調整を一手に担っているという現状の運営体制は、今後の課題として役割分担の見直しやバックアップ体制の検討などを団体に求めていく必要があると思います。	対象が学生である為、専門的なスキル、見識を有していることへの判断が難しいこと、また有償ボランティアにかかる費用について前例がなかったこと等の理由により「報償費」ではなく、審査会委員の皆様のご議論をお願いしたく、「その他」の費目で計上したものです。 また、小野委員のご指摘のとおり一般ボランティアの約半数が社会人、半数が学生であり、リーダーの他にも学生の在籍はありますが、一般ボランティアは事業実施当日に参集し、軽い打ち合わせの上参加するのに対して、リーダーは当日の統括に加え、実施日以外でのスタッフとの運営会議に参加するなど明確に役割、負担が違うものであるようです。このため、団体としては当面、一般ボランティアに対しては交通費の支給のみで謝礼金の支出は考えていない、との回答がありました。 鈴木委員のご指摘につきまして、報償費は専門的なスキル、見識を有する講師等の招聘1人1回当たり上限50,000円と定めております。これは、同一人物が複数回招聘されるような場合でも、1回につきそれぞれ適用となるため、ケースとして「1人に対して50,000円×n回の合計額が報償費として支出される」こともございます。本事業の「3,000円×4回×12ヶ月」とのバランスを考慮する上で、ご承知おきください。 上記を踏まえ、「報償費」での計上とするか等のご議論をお願いいたします。	認める ヒアリングが必要